

令和6年

松前町議会

第3回臨時会会議録

令和6年 5月29日 開会

令和6年 5月29日 閉会

松前町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

目 次

○提出案件及び議決結果一覧表	1 頁
----------------------	-----

令和 6 年 5 月 2 9 日(水曜日) 第 1 号

○議事日程	2 頁
○会議に付した事件	2 頁
○出席議員	2 頁
○欠席議員	2 頁
○出席説明員	2 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員	3 頁
○議長あいさつ	4 頁
○開会宣告・開議宣告	4 頁
○諸般の報告・議事日程	4 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	4 頁
○日程第 2 議会運営委員会報告	4 頁
○日程第 3 会期の決定	4 頁
○日程第 4 議案第 2 4 号 町税条例の一部を改正する条例制定について（提案 説明・質疑・討論・採決）	5 頁
○日程第 5 議案第 2 5 号 松前町税の納期等の特例に関する条例の一部を改正 する条例制定について（提案説明・質疑・討論・採 決）	6 頁
○日程第 6 議案第 2 6 号 松前町過疎地域における固定資産税の課税免除に関 する条例の一部を改正する条例制定について（提案 説明・質疑・討論・採決）	9 頁
○日程第 7 議案第 2 7 号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制 定について（提案説明・質疑・討論・採決）	1 0 頁
○日程第 8 議案第 2 8 号 契約の締結について（提案説明・質疑・討論・採決）	1 1 頁
○日程第 9 議案第 2 9 号 契約の締結について（提案説明・質疑・討論・採決）	1 2 頁
○閉会宣告	1 3 頁

提出案件及び議決結果一覧表

1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
24	町税条例の一部を改正する条例制定について	6. 5. 29	原案可決
25	松前町税の納期等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
26	松前町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
27	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
28	契約の締結について	同 上	同 上
29	契約の締結について	同 上	同 上

令和6年 5月29日（水曜日）第1号

令和6年
松前町議会第3回臨時会
令和6年 5月29日(水曜日) 第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議会運営委員会報告
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 議案第24号 町税条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第5 議案第25号 松前町税の納期等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第6 議案第26号 松前町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第7 議案第27号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第8 議案第28号 契約の締結について
 - 日程第9 議案第29号 契約の締結について
-

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議会運営委員会報告
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 議案第24号 町税条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第5 議案第25号 松前町税の納期等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第6 議案第26号 松前町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第7 議案第27号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第8 議案第28号 契約の締結について
 - 日程第9 議案第29号 契約の締結について
-

◎出席議員(11名)

議長 11番 伊藤 幸司 君	副議長 10番 堺 繁光 君
1番 齋木 良太 君	2番 勇谷 鷹宇 君
3番 三浦 昭雄 君	4番 飯田 幸仁 君
5番 沼山 雄平 君	6番 福原 英夫 君
7番 近江 武 君	8番 梶谷 康介 君
9番 斉藤 勝 君	

◎欠席議員(0名)

◎出席説明員

町 長 若 佐 智 弘 君
総務課長補佐 齊 藤 明 君
税務課長 齊 藤 浩 君
町民課長補佐 吉 田 絹 子 君
教 育 長 宮 島 武 司 君
監査委員事務局長 鍋 島 孝 明 君

副町長 総務課長事務取扱 尾 坂 一 範 君
政策財政課長 五十嵐 愛 之 君
町民課長 堀 川 昭 彦 君
建設水道課長 横 山 義 和 君
監 査 委 員 藤 崎 秀 人 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 鍋 島 孝 明 君
議会事務局主任 三 上 大 輔 君

議会事務局次長 佐 藤 巧 君

◎議長あいさつ

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、令和6年松前町議会第3回臨時会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(伊藤幸司君) ただ今から令和6年松前町議会第3回臨時会を開会致します。
直ちに会議を開きます。

◎諸般の報告・議事日程

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番梶谷康介君、9番斉藤勝君、以上2名を指名致します。

◎議会運営委員会報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、沼山雄平君。

○議会運営委員会委員長(沼山雄平君) 先程開催された議会運営委員会において、本臨時会の会期は本日1日限りと致しまして、議事日程につきましては、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上報告を終わります。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

◎会期の決定

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

◎議案第24号 町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、議案第24号、町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(齊藤浩君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第24号、町税条例の一部を改正する条例制定につきまして、その内容を資料に基づきご説明申し上げます。

それでは、議案第24号、説明資料として添付しております町税条例の一部を改正する条例の概要の1ページ、タブレット上の17ページをお開き願います。

まず、改正の趣旨でございます。地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第136号)及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令(令和6年総務省令第37号)が、令和6年3月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、関連する町税条例の規定の整理を行おうとするものです。

次に、主な改正の内容でございます。始めに、(1)の個人住民税の関係でございます。個人住民税の特別税額控除の新設、いわゆる定額減税についてであります。定額減税については、2段階に分かれておりまして、記載のとおり、令和6年度に適用になる方と、令和7年度に適用になる方とに分かれます。

最初に令和6年度適用分です。対象となる方は、国内に住所を有する方で、令和5年分の合計所得が1千805万円以下の方、かつ個人住民税の所得割の納税義務者となっております。特別税額控除の額は、本人、同一生計配偶者、扶養親族の人数に1万円を乗じて得た額となります。

例えば、同一生計配偶者と扶養親族が2名の方の場合では、本人1、同一生計配偶者1、扶養親族2で、合計4となりますので、4掛ける1万円で、特別税額控除の額は4万円となります。

また、町道民税については、普通徴収、公的年金からの特別徴収、給与からの特別徴収などの納付方法があり、それぞれの納付方法において、特別税額控除の時期や方法が異なっております。各納期の納付額等については、議案第25号、松前町税の納期等の特例に関する条例の一部を改正する条例の説明において、説明させていただきます。

次に、令和7年度適用分です。対象となる方は、国内に住所を有する方で、令和5年分の合計所得が1千805万円を超える方で、かつ生計同一配偶者のいる個人住民税の所得割の納税義務者となっております。

特別控除の額は、扶養親族の人数などに関係なく、対象者につき1万円となっており、令和7年度分の所得割の額から控除されます。

なお、町税条例の改正がなく、町税についても影響があるものではありませんが、特別税額控除の額が令和6年分の所得割の額を超える場合、定額減税をしきれなかった場合には、調整給付をすることとなります。

また、この定額減税については、個人住民税だけではなく、所得税についても行われることとなっており、所得税の場合は本人、同一生計配偶者、扶養親族の人数の合計に3万円を乗じて得た額が控除されることとなっております。

次のページをお開き願います。(2)固定資産税の関係です。最初にア、固定資産税のわ

がまち特例の新設についてです。地方税法に規定する固定資産税の特例措置で、法律の定める範囲内で地方自治体が特例率を条例で定めることができる仕組み。地方決定型地方税特例措置、通称わがまち特例に再生可能エネルギー発電設備において、一定のバイオマス設備を追加し、軽減率については地方税法の参酌基準の7分の1にしようとするものであります。

次に、イ、固定資産の土地に係る特例措置の延長についてです。土地の価格等が急激に下落、または上昇した場合に対する措置について、令和8年度まで延長されております。内容については、記載のとおりとなっております。

次に、(3)その他についてです。こちらは、町税条例の改正はありませんが、町税について影響を与える可能性のある税制改正についてでございます。記載の認定住宅借入金等特別控除は、所得税の税額控除の規定であります。控除可能額を所得税から控除しきれなかった場合は、個人住民税から控除することとされております。内容は、新築等の認定住宅の住宅ローン控除で、子育て世帯等に対する借入限度額が上乘せされております。なお、ここで言う子育て世帯等とは、18歳以下の扶養親族を有するもの、または自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下のものとなっております。

新旧対照表については、次ページ以降に載せておりますので、ご参照願います。

以上が、議案第24号、町税条例の一部を改正する条例の主な内容であります。よろしくご審議賜りますようお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第24号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号 松前町税の納期等の特例に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、議案第25号、松前町税の納期等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(斉藤浩君) ただ今議題となりました議案第25号、松前町税の納期等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、その内容を資料に基づきご説明申し上げます。

それでは、議案第25号、説明資料として添付しております、松前町税の納期等の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要の1ページ、タブレット上の11ページをお開き願います。

まず、改正の趣旨でございます。地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）等が施行され、令和6年度の個人の町道民税から特別税額控除、いわゆる定額減税が実施されることから、松前町税の納期等の特例に関する条例の規定の整理を行おうとするものであります。

次に、改正の内容でございます。個人の普通徴収の町道民税の納税通知書に記載すべき各納期の額について定めようとするもので、特別税額控除額を控除しきれない場合は、調整給付を行おうとするものです。

それでは、納付方法別に納税通知書に記載すべき各納期の額及び控除方法について説明致します。

最初に(1)普通徴収で納付される方です。こちらは、納付書を使用して役場、各支所、金融機関の窓口、または納税貯蓄組合を通じて納付される方や、QRコードを使用し、地方税の支払サイトから納付される方、または口座振替の方法で6月から翌年3月までの10回で納付される方が対象となります。この場合、特別税額控除は第1期分の納付額から控除し、第1期分で控除しきれない場合は、第2期分以降の納付額から順次控除します。第10期まで控除しても控除しきれない場合は、調整給付を行います。

具体的には、3ページをお開き願います。例1として、普通徴収で納付される方について載せてございます。(1)は、特別税額控除額が普通徴収の第1期分の額を超えない場合です。現行第1期分の納付額が3万1千円、第2期分以降の納付額が2万5千円で、特別税額控除が3万円の場合です。特別税額控除は1期分の納付額から控除し、1期分で控除しきれない場合は2期分以降の納付額から順次控除するとされておりますので、第1期分の納付額からこの場合は控除することとなります。第1期分の3万1千円から特別税額控除の3万円を控除し、改正後の第1期分の納付額は1千円、第2期分以降の額は変わらず2万5千円となります。

次に、(2)特別税額控除が普通徴収の1期分の額を超え、第1期と第2期の合計額を超えない場合です。合計第1期分の金額が3万1千円で、第2期分以降の金額が2万5千円、特別税額控除額が4万円の場合です。この場合は、特別税額控除額が第1期分の納付額より多くなっておりますので、改正後の第1期分の納付額はありません。第2期分の納付額は、第1期分の納付額3万1千円プラス第2期分の納付額2万5千円マイナス特別税額控除額4万円で、1万6千円となります。

次に、(3)特別税額控除額が第1期から第10期までの合計額を超える場合です。年税額が2万6千円で、特別税額控除額が3万円の場合です。現行の年税額を特別税額控除額が上回るため、改正後の1期から10期全ての納期で納付額はありません。また、特別税額控除額が3万円で、年税額が2万6千円で控除しきれない金額があることから、調整控除をすることとなります。

1ページにお戻り願います。(2)令和6年度から新たに年金からの特別徴収が開始される方です。こちらは、令和6年4月1日現在65歳の方で、令和6年10月の年金から特別徴収が開始される方が対象となります。6月から9月までは毎月普通徴収の方法で、その後10月、12月、翌年2月と3回年金から特別徴収をされます。特別税額控除額は、基本的には普通徴収と同様に第1期分の納付額から控除し、第1期分で控除しきれない場合は、第2期分以降の納付額から順次控除します。第4期分まで控除しても控除しきれない場合は、年金からの特別徴収の10月分、それでも控除しきれない場合は、12月分、2月分と順次控除し、2月分まで控除しても控除しきれない場合は、調整給付を行います。具体的な内容については、4ページに例2として載せておりますので、ご参照願います。

2 ページをお開き願います。(3)令和5年度以前から年金からの特別徴収をされている方です。こちらは、前年度以前から年金からの特別徴収をされている方で、4月、6月、8月は仮徴収として前年度の個人住民税の年額の2分の1の額を3回に分けて徴収し、10月、12月、翌年2月は本徴収として令和6年分の個人の町道民税の額から仮徴収分を控除した額を3回に分けて徴収することとされております。この場合は、4月から8月までの仮徴収からは、特別税額控除は行わず、10月以降の本徴収から行うこととされております。10月から翌年2月までの本徴収から控除できなかった場合は、仮徴収分で納付していただいた分から還付をします。また、特別税額控除額が年税額を上回る場合、その場合には、調整給付を行います。

具体的には、5ページの例3をご覧ください。(1)は、特別税額控除額が10月の納付額より少ない場合です。現行仮徴収4月、6月、8月の納付額はそれぞれ1万1千円で、本徴収の10月分が1万1千400円、12月分以降が1万1千300円で、特別税額控除額が1万円の場合です。特別税額控除は、本徴収の10月から控除し、10月で控除しきれない場合は12月分以降順次控除するとされておりますので、10月分の1万1千400円から特別税額控除の1万円を控除し、改正後の各納期の納付額は、4月、6月、8月は変わらずそれぞれ1万1千円、10月は1千400円、12月分以降は変わらず1万1千300円となります。

(2)は、特別税額控除額が10月から翌年2月の本徴収の額を超える場合です。現行4月から8月の仮徴収はそれぞれ4千300円、本徴収の10月分の金額が4千500円、12月分以降の金額が4千300円で、特別税額控除額が2万円の場合です。この場合、改正後の各納期の納付額は、4月、6月、8月は変わらずそれぞれ1万1千円、10月から2月分については、特別税額控除の額が本徴収の額の1万3千100円を上回ることから、それぞれの納期の納付額はありません。

また、特別税額控除額が2万円から本徴収の額1万3千100円を控除した金額の6千900円を仮徴収で納付していただいた分から還付することとなります。

次の(3)は、特別税額控除額が年税額より多い場合です。現行4月から8月の仮徴収はそれぞれ4千300円、本徴収の10月分が4千500円、12月以降の金額が4千300円で、特別税額控除額が3万円の場合です。年税額が2万6千円で、特別税額控除額が3万円なので、改正後の10月から2月までの本徴収の納付額はありません。また、仮徴収で納付していただいた分の1万2千900円を全て還付し、それでも特別税額控除額に満たないため、調整給付をすることとなります。

2ページにお戻り願います。(4)給与から特別徴収をされる方です。こちらは、毎月の給与から特別徴収をされている方で、現行は6月から翌年5月まで12回で納付することとされております。この場合だけ、これまでと控除の方法が異なっておりまして、改正後は6月分は徴収せず、1年分の税額から特別税額控除額を控除した金額を7月から翌年5月までの11回で納付することとされております。また、1年分の税額より特別税額控除額が多く、控除しきれない場合は調整給付を行います。具体的には、例4として6ページに載せておりますので、ご参照願います。

また、新旧対照表については、7ページ以降に載せておりますので、合わせてご参照願います。

以上が、議案第25号、松前町税の納期等の特例に関する条例の一部を改正する条例の主な内容であります。よろしくご審議賜りますようお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。
お諮り致します。

議案第25号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号 松前町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第6、議案第26号、松前町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(斉藤浩君) ただ今議題となりました議案第26号、松前町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、その内容を資料に基づきご説明申し上げます。

まず、改正の趣旨でございます。奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令(令和6年総務省令第35号)が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日に施行されたことに伴い、関連する規定の整理を行おうとするものです。

次に、改正の内容であります。資料中段に記載の対象となる固定資産税の課税免除の適用期限を、令和6年3月31日から令和9年3月31日まで、3年間延長しようとするものであります。

なお、今回の改正で対象となる業種、要件等については記載のとおりで、変更はございません。

次に、施行期日等です。公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用しようとするものであります。

以上が、松前町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例でございます。よろしくご審議賜りますようお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

6番福原君。

○6番(福原英夫君) 対象者、松前町としては対象者が現状ではあるのか、ないのか。あるとしたら件数どれくらいあるのかということをお教えください。

○議長(伊藤幸司君) 税務課長。

○税務課長(斉藤浩君) 今現在、この条例を適用されている対象の方はおりません。ただ、ここ数年で問い合わせ等は何件かございまして、その問い合わせの結果、その事業者の方が申請に至らなかったということで、こちらではおさえております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第26号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第7、議案第27号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(斉藤浩君) ただ今議題となりました議案第27号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、その内容を資料に基づきご説明申し上げます。

それでは、議案第27号、説明資料として添付しております、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要1ページ、タブレット上の5ページをお開き願います。

まず改正の趣旨でございます。地方税法施行例の一部を改正する政令(令和6年政令第136号)が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日に施行されたことに伴い、関連する規定の整理を行おうとするものであります。

次に、改正の内容であります。国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を29万円から29万5千円に引き上げる。また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を53万5千円から54万5千円に引き上げるよう見直されたことに伴う規定の整理でございます。なお、今回の改正では7割軽減についての変更はありません。

中段の図をご覧くださいと思います。例1として、給与所得者等の方が1人で3人世帯の場合を示しております。左が現行、右が改正後となっております。まず、収入額です。現行5割軽減は197万円以下、2割軽減は302万円以下の世帯が対象となっております。改正後は、5割軽減が199万円以下、2割軽減は306万円以下の世帯が対象となります。この判定は所得額により判定致します。具体的な内容ですが、5割軽減は、現行43万円に加算額として29万円に被保険者数を乗じて得た額及び給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えた額となっており、130万円でしたが、改正後は被保険者に乗ずる額が29万5千円になることから、131万5千円になります。2割軽減は、現行43万円に加算額として53万5千円に被保険者数を乗じて得た額及び給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えた額となっており、203万5千円でしたが、改正後は被保険者数に乗ずる金額が54万5千円になることから、206万5千円になります。

次のページをお開き願います。例2でございます。給与所得者等が2人で3人世帯の場合を示しております。まず、収入額につきましては、5割軽減では現行266万円から、改正後268万円に。2割軽減では、現行371万円から、改正後は375万円にそれぞれ

れ拡大されるものであります。所得額については、5割軽減は、現行140万円でしたが、改正後は141万5千円になり、2割軽減では、現行213万5千円でしたが、改正後は216万5千円になるところです。

次に、ここで言う給与所得者等ですが、給与収入がある方は、年齢に関係なく給与収入が55万円を超える方、公的年金等の収入がある方は、公的年金等の収入額が65歳未満の方の場合は60万円を超える方、65歳以上の方の場合は110万円を超える方となっております。

今回の改正による影響額でございます。令和5年度課税ベースで、5割軽減世帯数では世帯数が2世帯、軽減額が4万円増加、2割軽減世帯では世帯数が4世帯、軽減額が3万2千円増加、合計で6世帯、軽減額が7万2千円増加することとなります。

なお、今回の改正条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用しようとするものであり、令和6年度以後の国民健康保険税について適用されるため、6月中旬に発布致します集合主税から反映されることとなります。

以上が、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。よろしくご審議賜りますようお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第27号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号 契約の締結について

○議長(伊藤幸司君) 日程第8、議案第28号、契約の締結についてを議題と致します。

10番堺繁光君は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席を求めます。

(10番堺繁光君退席)

○議長(伊藤幸司君) 提出者の説明を求めます。総務課長補佐。

○総務課長補佐(斉藤明君) ただ今議題となりました議案第28号、契約の締結について、その内容をご説明申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

工事の名称は、令和6年度施行、建石団地J棟整備工事(建築主体工事)。契約の方法は、指名競争入札で、去る5月22日に入札を執行しております。契約の金額は、1億1千874万5千円、契約の相手方は、小川・佐々木・堺経常建設共同企業体、代表者は、松前町字大沢341番地、株式会社小川建設代表取締役小川陽一でございます。

なお、入札の結果等につきましては、参考資料として添付しておりますのでご参照願

ます。

以上が、議案第28号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第28号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時35分)

(再開 午前10時35分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

◎議案第29号 契約の締結について

○議長(伊藤幸司君) 日程第9、議案第29号、契約の締結についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長補佐。

○総務課長補佐(斉藤明君) ただ今議題となりました議案第29号、契約の締結について、その内容をご説明申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

工事の名称は、令和6年度施行、建石団地K棟整備工事(建築主体工事)。契約の方法は、指名競争入札で、去る5月22日に入札を執行しております。契約の金額は、6千143万8千300円、契約の相手方は、斉藤・阿部経常建設共同企業体、代表者は、松前町字原口522番地3、有限会社斉藤工務店代表取締役斉藤義市でございます。

なお、入札の結果等につきましては、参考資料として添付しておりますのでご参照願います。

以上が、議案第29号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

2番勇谷君。

○2番(勇谷鷹宇君) 29号と28号もそうなんですが、一つ教えていただきたいのが、契約の金額なんですが、役所の方で予定金額があったと思うんですけど、これの何て言うんですかね、入札された金額の率って言うか、何パーセントぐらいだったのか、両方教えていただければと思います。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩致します。

(休憩 午前10時38分)

(再開 午前10時39分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

総務課長補佐。

○総務課長補佐(斉藤明君) 95.26%でございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第29号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(伊藤幸司君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全て議了致しました。これをもって令和6年松前町議会第3回臨時会を閉会致します。

どうもご苦労様でした。

(閉会 午前11時39分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 梶 谷 康 介

署名議員 齊 藤 勝